

福岡県公報

令和5年8月1日
第 419 号

目 次

告 示 (第515号 - 第525号)

○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく公 示による送達	(保護・援護課) ……………	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○道路の占用の制限	(道路維持課) ……………	5
○道路の占用の制限	(道路維持課) ……………	5
○道路の占用の制限	(道路維持課) ……………	6
公 告		
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ……………	6
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	7
○建設業の営業の停止	(建築指導課) ……………	8
○建設業の営業の停止	(建築指導課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	10
○国土調査の指定	(農山漁村振興課) ……………	10

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課) ……………10

告 示

福岡県告示第515号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域	
ア ひょう量が300kg以下の非自動車はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもり の検査	令和5年9月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所西別館	うきは市	
	令和5年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所西別館		
	令和5年9月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール(かわせみホール)		
	令和5年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール(かわせみホール)		
	令和5年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール(かわせみホール)		
	令和5年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール(かわせみホール)		
	令和5年9月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール(かわせみホール)		
	令和5年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町子育て交流センター		大木町
	令和5年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町子育て交流センター		
	令和5年9月15日 から 令和5年11月14日 まで	左欄の間に行う検査については、うきは市及び大木町と協議の上、指示する。			うきは市 大木町

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年9月15日から 令和5年11月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市 大木町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和5年9月15日から 令和5年11月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市 大木町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和5年9月15日から 令和5年12月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

福岡県告示第516号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年9月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市役所 本庁舎 1階多目的ホール	飯塚市	
	令和5年9月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市穂波交流センター		
	令和5年9月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市二瀬交流センター		
	令和5年9月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市庄内交流センター		
	令和5年9月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	サン・アビリティーズいいづか		
	令和5年9月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市役所筑穂支所		
	令和5年9月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市穂波交流センター		
	令和5年9月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市穎田交流センター		
	令和5年10月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ		嘉麻市
	令和5年10月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ		
令和5年10月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ			
令和5年10月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	確井住民センター			
令和5年10月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	山田生涯学習館			
令和5年10月10日	10：00～12：00 13：00～15：00	稲築地区公民館			
令和5年10月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	稲築地区公民館			
令和5年10月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	桂川町役場	桂川町		
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年10月13日から 令和5年12月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町	

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和5年10月13日から 令和5年12月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
--	------------------------------	---------------------------------------	-------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和5年10月13日から 令和6年1月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町	

福岡県告示第517号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年10月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	水巻町中央公民館	水巻町
	令和5年10月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	芦屋町町民会館	芦屋町
	令和5年10月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	遠賀町役場 車庫棟1階	遠賀町

	令和5年10月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	岡垣町中央公民館	岡垣町
	令和5年10月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	岡垣町東部公民館	
	令和5年10月21日から 令和5年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、水巻町、芦屋町、遠賀町及び岡垣町と協議の上、指示する。		水巻町 芦屋町 遠賀町 岡垣町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年10月21日から 令和5年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		水巻町 芦屋町 遠賀町 岡垣町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和5年10月21日から 令和5年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		水巻町 芦屋町 遠賀町 岡垣町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和5年10月21日から 令和6年1月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		水巻町 芦屋町 遠賀町 岡垣町

福岡県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	湯ノ原川 線	前	久留米市高良内町1329番42先から 久留米市高良内町1331番7先まで	5.1 ～ 35.2	206.4
			後	久留米市高良内町1329番42先から 久留米市高良内町1331番7先まで	5.1 ～ 41.1	206.4

福岡県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	湯ノ原川 線	久留米市高良内町1329番42先から 久留米市高良内町1329番61先まで

福岡県告示第520号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和5年8月15日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

現住所不明

審査請求人 大原 洋美

2 審査請求年月日

平成31年4月8日

3 送達すべき裁決書の謄本

令和5年6月6日付5保援第409号

福岡県告示第521号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除に係る保安林の所在場所

糸島市瑞梅寺字水無139の13・139の64（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除に係る保安林の所在場所
糸島市瑞梅寺字水無139の13・139の64（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
那珂	国道	385号	那珂川市大字五ヶ山1008番1先から 那珂川市大字五ヶ山1007番1先まで

- 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 5 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日
令和5年8月15日

福岡県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
那珂	県道	福岡早良線 大野城	那珂川市大字西畑592番4先から 那珂川市大字西畑913番3先まで

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日
令和5年8月15日

福岡県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
那珂	国道	385号	那珂川市大字五ヶ山915番11先から 那珂川市大字五ヶ山915番11先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年8月15日

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

筑後中央広域都市計画道路3・5・23-3号	若津新茶屋線
筑後中央広域都市計画道路3・5・23-4号	堤酒見線
筑後中央広域都市計画道路3・6・23-5号	大川橋新田線
筑後中央広域都市計画道路3・3・23-6号	中原大橋線
筑後中央広域都市計画道路3・6・23-7号	小保若津港線
筑後中央広域都市計画道路3・4・23-9号	宮内北酒見線
筑後中央広域都市計画道路3・3・23-10号	堤上野線
筑後中央広域都市計画道路3・1・23-11号	三丸堤線
筑後中央広域都市計画道路3・4・23-12号	上野鐘ヶ江線
筑後中央広域都市計画道路3・4・23-16号	中野鐘ヶ江線
筑後中央広域都市計画道路3・3・23-17号	大川大木線
筑後中央広域都市計画道路3・3・23-18号	大橋三丸線
筑後中央広域都市計画道路3・5・23-19号	大野島インター線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和5年8月25日 午後6時00分から

(2) 場所

大川市役所3階大会議室（大川市大字酒見256番地1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 筑後中央広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・23-3号 若津新茶屋線	起点 大川市大字向島字四ノ割 終点 大川市大字津字古賀前 主な経過地 大川市大字榎津字大溝	約2,240メートル
3・5・23-4号 堤酒見線	(廃止する)	
3・6・23-5号 大川橋新田線	(廃止する)	
3・3・23-6号 中原大橋線	(廃止する)	

3・6・23-7号 小保若津港線	(廃止する)	
3・4・23-9号 宮内北西見線	(廃止する)	
3・3・23-5号 堤上野線	起点 大川市大字津字長樋 終点 大川市大字向島字クビリ 主な経過地 大川市大字向島字下西田	約2,750メートル
3・1・23-6号 三丸堤線	起点 大川市大字三丸字深町 終点 大川市大字津字長樋 主な経過地 大川市大字幡保字若松	約1,940メートル
3・4・23-7号 上野鐘ヶ江線	起点 大川市大字向島字クビリ 終点 大川市大字鐘ヶ江字新開 主な経過地 大川市大字中古賀字上ノ崎	約1,710メートル
3・4・23-10号 中野鐘ヶ江線	起点 大川市大字向島字西屋敷 終点 大川市大字鐘ヶ江字古開 主な経過地 大川市大字向島字九反割	約3,140メートル
3・3・23-11号 大川大木線	起点 大川市大字大橋字中嶋 終点 大木町大字横溝 主な経過地 大川市大字中八院字円道丸東	約4,630メートル
3・3・23-12号 大橋三丸線	起点 大川市大字大橋字中嶋 終点 大川市大字三丸字柳堀 主な経過地 大川市大字郷原字一町四反	約2,560メートル
3・5・23-13号 大野島インター線	起点 大川市大字大野島字公儀掘西 終点 大川市大字大野島字善ノ平町 主な経過地 大川市大字大野島字北中通	約570メートル

(2) 閲覧

令和5年8月3日から同年8月17日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大川市役所都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和5年8月17日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年7月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フタバ図書TSUTAYA GIGA春日店

(2) 所在地 春日市昇町八丁目1番3

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社フタバ図書	代表取締役 土橋 武	広島県広島市西区観音本町二丁目5番20号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社フタバ図書	代表取締役 土橋 武	広島県広島市西区観音本町二丁目5番20号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和6年3月13日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,669平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	58

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南西側	27

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南西側	5.7

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
---------	------	------

株式会社フタバ図書	午前9時00分	午後11時00分
-----------	---------	----------

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	駐車場南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和5年7月20日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
結絆工業	田川郡川崎町大字池尻847	音羽 美智子	令和4年10月21日 福岡県知事許可(般-4) 第115570号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

令和5年8月4日から令和5年8月6日までの3日間

4 処分の原因となった事実

結紮工業の代表者は、業務に関し、出入国管理及び難民認定法違反により、令和5年6月6日、小倉簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和5年7月20日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
笹原セメント工業所	八女市黒木町木屋2826-1	笹原 辰司	令和4年12月18日 福岡県知事許可（般-4） 第106895号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和5年8月4日から令和5年8月6日までの3日間

4 処分の原因となった事実

笹原セメント工業所の代表者は、令和4年9月28日、福岡県八女郡広川町の工事現場において、労働者に瓦撤去等の作業を行わせるに当たり、屋根の端に囲いを設ける等、労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかった。

また、上記措置を講じることなく漫然と同人に作業を行わせた過失により、同人が屋根上から地上に墜落し、その後死亡した。

このことにより、令和5年2月20日、八女簡易裁判所から、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で、罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市大土居三丁目152番1、153番1、154番1、154番4の一部、155番、156番、1039番4及び1039番5並びにこれら区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市向佐野四丁目16番1号

株式会社アメニティライフ

代表取締役 山口 洋史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市七重町1907番1、1907番6、1907番7、1911番1、1912番3から1912番5まで及び8412番並びに大字中間9189

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市中鶴一丁目26番2

山藤建設株式会社

代表取締役 山藤 寛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免東一丁目1448番4、1448番5、1493番5、1499番1及び1499番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

志免町長

世利 良末

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
令和5年7月21日	みやま市	瀬高町大江字湯尻の一部	令和5年7月21日から 令和5年12月15日まで
令和5年7月21日	田川郡添田町	大字庄の一部	令和5年7月21日から 令和6年3月31日まで

令和5年7月21日	田川郡糸田町	真岡、旭ヶ丘、西部、宮谷の各一部	令和5年7月21日から 令和6年3月31日まで
令和5年7月21日	田川郡福智町	上野、金田の各一部	令和5年7月21日から 令和6年3月29日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字古賀329番21及び329番22並びに大字山口132番2及び132番69

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

Somei 特定目的会社

取締役 名古路 秀和